

番号	内容	関係条項
29	「自己の居住の用に供する」・「自己の業務の用に供する」の定義	法第 33 条

■「自己の居住の用に供する」について

「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として当該建築物を使用することをいいます。

この行為の主体は、当然自然人に限られるため、会社が従業員宿舍の建築のために行う開発行為や、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建築のために行う開発行為は、「自己の居住の用に供する」に該当しません。

■「自己の業務の用に供する」について

「自己の業務の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が継続的に自己の業務に係る経済活動を行うために当該建築物を使用することをいいます。

業務に係る経済活動を行うための建築物には、当然、住宅を含まないため、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は「自己の業務の用に供する」に該当しません。また、貸事務所、貸店舗等も該当しません。これらに対し、ホテル、旅館、結婚式場、工場、協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当します。

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.9 § 1－6